

2023年（令和5年）3月29日

大阪府警察本部長 殿

大阪弁護士会

会 長 福 田 健 次

## 勸 告 書

申立人X氏（以下「申立人」という。）より当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会において慎重に審査した結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勧告します。

### 第1 勧告の趣旨

留置施設に収容されている被留置者から、喉から血が出るなどの申出を受け疾病にかかっている疑いを持ったときは、たとえ時間帯が未明であったとしても、速やかに病院を受診させたり、救急車の出動要請を行うなど、必要な医療上の措置を執ることを勧告する。

### 第2 勧告の理由

#### 1 争いのない事実

- (1) 申立人は、2018年（平成30年）8月30日、浪速警察署の留置担当官（以下、「担当官」という。）に対し、洗面時に「喉から血が出た」と申し出たが、既に水で流されていたのか、血液様のものは確認されなかった。

- (2) 同年9月1日未明、申立人が担当官に対し、「血が出たんですわ」との申出をし、同担当官が申立人の着衣に血のようなものが付着しているのを確認したが、申立人に医療機関を受診させず、そのまま横にならせた。
- (3) 同日の朝も、申立人が担当官に対し、喉から出血した旨の申出をし、これを受けて同日の午前中（出場時刻は午前9時28分）、申立人は竹中医院に搬送され、診察を受けた。
- (4) 同年9月、申立人が浪速警察署から大阪拘置所に移監されるにあたり、担当官3名による所持品検査を受けたにもかかわらず、申立人の所持品の中に、同警察署の官服が紛れ込み、同官服の右胸部には、手書きで「留」及び「NANIWA」の文字が、同左胸部には「KAN」という文字が、それぞれ記載されている。

## 2 当会の判断

- (1) 留置施設に収容されている被留置者であっても、個人として尊重され、憲法13条に定めるとおり、公共の福祉に反しない限り、生命、自由及び幸福追求に対する権利について最大の尊重を受けるものであり、また、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（憲法25条）も保障されている。

これを受け、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下、「法」という。）201条1項柱書及び1号は、被留置者が負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるときは、速やかに、当該留置業務管理者が委嘱する医師等による診療を行い、その他必要な医療上の措置を執るべきことを規定している。

- (2) 申立人は、2018年（平成30年）8月24日の夜から同月25日の明け方にかけて、合計3回、吐血したことから、同月25日

にその旨の申し出をし、その後の同月30日の洗面時、同年9月1日の未明及び同日の朝にも、それぞれ喉から血が出た旨、申し出たと主張している。

- (3) このうち、同年30日の洗面時、同年9月1日の未明及び同日の朝にかかる申出があったこと、同年9月1日の未明の時点で、申立人の着衣に血のようなものが付着していたことを貴本部は認めているが、留置担当官が申立人に医師の診療を受けさせることを決定・実行したのは、同年9月1日の朝の申出を受けた後であった。
- (4) 一般的に、喉からの出血という事態は、何らかの疾病への罹患を強く疑わせる事実である。担当官は、8月30日の洗面時、申立人から喉から出血した事実を聞いているが、その時は、既に水で流されていたのか、血液様のものは見つからなかったとされている。

しかし、9月1日、申立人から、再び、喉から出血した旨の申出を聞いた担当官は、申立人の着衣に血のようなものが付着していることを確認しており、この時点で、申立人が連続して喉から出血した事実を認識している。連続して喉から出血していること、着衣に付着するほどの量を喉から出血した事実から、担当官は、遅くとも9月1日の未明の時点において、申立人が疾病に罹患している強い疑いがあると認識し得た。認識し得た以上、その時点で、速やかに病院を受診させる等、必要な医療上の措置を執るべきであった。

にもかかわらず、担当官が、実際に申立人を病院に受診させたのは、同日の朝であり、申立人に対し、速やかに必要な医療上の措置が執られていないことは明らかであることから、申立人の適切な医療を受ける権利が侵害されたものと言わざるを得ない。

- (5) 申立人の所持品に浪速警察署の官服が紛れ込んでいた事実についても、申立人の申出に対する今回の対応に問題があったと自認し

た浪速警察署の留置担当官らが、かかる対応を問題視されることを懸念し、苦情の申出等の口止めを企図した結果、通常、外部に流出することのない官服を意図的に交付したのではないかとの疑念を払拭しきれない。

- (6) 以上のとおり、申立人の申出に対する浪速警察署の対応は、法201条1項柱書及び1号に違反し、憲法13条及び第25条が保障する申立人の健康な生活を営む権利を侵害するものであると判断し、勧告の趣旨のとおり勧告する。

以 上